

新潟県条例第6号

新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の納付の方法）</p> <p>第56条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の徴収の方法の特例）</p> <p>第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第68条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条（法第151条の2に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の納付の方法）</p> <p>第56条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の徴収の方法の特例）</p> <p>第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第68条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条（法第151条の2に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

第19条の4 (略)

(自動車税の課税免除の特例)

第19条の5 第61条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年
度から平成33年度までの各年度分の自動車税に限
り、これを課さない。

2 前項の規定による知事の承認を受けようとする
者は、その事由が発生した日から7日以内に、別
に知事が定める申請書を知事に提出しなければな
らない。

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電
気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないも
のをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス
自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。
同項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専
らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノ
ール自動車（メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの
をいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用
いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車
で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動
力源として用いるものであって、廃エネルギーを回
収する機能を備えていることにより大気汚染防止
法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定す
る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施
行規則で定めるものをいう。次項第3号において
同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及
び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分
の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1
の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応
じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とす
る。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車で平成18年3月31日までに
最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録（以下この条において「新車新規登録」
という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ
他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第19条の4 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電
気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないも
のをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス
自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。
以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専
らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノ
ール自動車（メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの
をいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用
いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車
で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動
力源として用いるものであって、廃エネルギーを回
収する機能を備えていることにより大気汚染防止
法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定す
る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施
行規則で定めるものをいう。次項第3号において
同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及
び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定
める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台
につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げ
る自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率
の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車
で平成18年3月31日までに
最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録（以下この条において「新車新規登録」
という。）を受けたもの
新車新規登録を受けた
日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ
他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して12年を
経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車
が平成28年4月1日から平成

29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの

(第4項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

- 2 次に掲げる自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号) 第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項
- 3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。
- 4 次に掲げる自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で

<p>を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p>	<p>施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの</p>
<p>3 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p>	<p>6 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前各項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項及び第4項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項及び前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対

応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p>(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の9.6</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1.3</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6																																

の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額ア・イ（略）
ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	25,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	(略)	30,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	(略)	36,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	(略)	43,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	(略)	50,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	(略)	57,000円

の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額ア・イ（略）
ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
- (3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの（以下「電気自動車」という。）	(略)	29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	(略)	34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	(略)	39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	(略)	45,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	(略)	51,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	(略)	58,000円

総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	(略)	65,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	(略)	75,500円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	(略)	87,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	(略)	110,000円

総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	(略)	66,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	(略)	76,500円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	(略)	88,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	(略)	111,000円

(略)

(5) 特種用途自動車	キヤンピング自動車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	20,000円	20,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	24,400円	24,400円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	28,800円	28,800円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	34,800円	34,800円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,000円	40,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	45,600円	45,600円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以	52,400円	52,400円

(略)

(5) 特種用途自動車	キヤンピング自動車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	23,600円	23,600円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	27,600円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	31,600円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	36,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	40,800円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	46,400円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以	53,200円	53,200円

	下のもの		
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	60,400円	60,400円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	69,600円	69,600円
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,000円	88,000円
(略)			
乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	25,000円
	総排気量が2リットルを超えるもの	(略)	36,000円
(略)			

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

(略)	
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

(2) (略)

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1

	下のもの		
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	61,200円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	70,400円
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	88,800円
(略)			
乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	29,500円
	総排気量が2リットルを超えるもの	(略)	39,500円
(略)			

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

(略)	
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

(2) (略)

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1

項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを除く。)、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動

項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。))並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動

車(次項第6号において「軽油自動車」という。)
その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのある

2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのある

るもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

- 5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前各項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

第20条の2 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割

るもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

- 3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。
- 5 前条第5項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

第21条 法第177条の7第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 （略）

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

第21条 法第177条の7第3項（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 （略）

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

第3条 新潟県税条例の一部を次のように改正する。
附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

自動車			区分			税率（年額）		
			重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率			
(1) 乗用車	営業用	電気自動車		2,000円				
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円			
		総排気量が1リットルを超え1.5リ	9,700円	2,500円	4,500円			

		ットル以下のもの				
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円	
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円	
	自家 用	電気自動車		6,500円		
		総排気量が1リットル以下のもの		6,500円	12,500円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		8,000円	15,500円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		9,000円	18,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		11,000円	22,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		12,500円	25,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		14,500円	28,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		16,500円	33,000円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		19,000円	38,000円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		22,000円	43,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		27,500円	55,000円	
(2)ト ラック		営業 用	電気自動車		2,000円	
			最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	2,000円	3,500円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの		9,900円	2,500円	4,500円	
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの		13,200円	3,000円	6,000円	
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		16,500円	4,000円	7,500円	
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの		20,300円	5,000円	9,500円	
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの		24,200円	5,500円	11,000円	
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの		28,000円	6,500円	13,000円	
	最大積載量が7トンを超え8トン以		32,400円	7,500円	15,000円	

		下のもの					
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額		
自家用	電気自動車	最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円	4,000円		
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円	6,000円		
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円	8,000円		
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円	10,500円		
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円	13,000円		
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円	15,000円		
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円	17,500円		
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円	20,500円		
		最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額		
		けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円	4,000円
				普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円	8,000円
自家用	小型自動車に属するもの		11,200円	3,000円	5,500円		
	普通自動車に属するもの		22,600円	5,500円	10,500円		
(3)バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が30人以下のもの		3,000円	6,000円	
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円	7,500円	
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	9,000円	
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	10,000円	
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	11,500円	
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	13,000円	
			乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	14,500円	
		一般乗合用バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	13,500円	
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	16,000円	
			乗車定員が40人を超え50人	41,800円	9,500円	19,000円	

		以下のもの			
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	22,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	25,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	32,000円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円	16,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	10,500円	20,500円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	12,500円	24,500円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	16,500円	33,000円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	18,500円	37,000円
		乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	21,000円	41,500円
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	3,000円
(5) 特殊用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの		5,000円	10,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	12,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500円	14,500円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000円	17,500円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000円	20,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500円	23,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500円	26,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500円	30,500円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円	35,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円	44,000円
	霊きゅう車		9,700円	2,200円	4,500円
乗用車に類す	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円

るもの		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が2リットル以下のもの		6,500円	12,500円
		総排気量が2リットルを超えるもの		9,000円	18,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	6,000円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	13,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	13,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに5,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	7,500円
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	6,000円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	20,500円
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	16,500円
三輪の小型自動車に類するもの			第4号に掲げる当該税率の額		

附則別表第2

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
営業用	電気自動車		1,000円	
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	電気自動車		1,300円	
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円	1,600円	3,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円	4,000円

附則別表第2の次に次の2表を加える。

附則別表第3

自動車 の 区分		税率 (年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車		29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		45,000円

		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		51,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		58,000円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		66,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		76,500円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		88,000円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		111,000円	
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	23,600円	23,600円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	27,600円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	31,600円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	36,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	40,800円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	46,400円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円	53,200円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	61,200円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	70,400円	
		総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	88,800円	
		乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車		29,500円
			総排気量が2リットルを超えるもの		39,500円

附則別表第4

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗用車で自家用のもの	電気自動車		7,500円	
	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円	7,500円	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円	9,000円	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円	10,000円	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円	11,500円	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円	13,000円	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円	14,500円	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円	17,000円	33,500円

	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円	19,500円	38,500円		
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円	22,000円	44,000円		
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円	28,000円	55,500円		
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,900円		
		総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	5,900円	12,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	6,900円	14,000円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	7,900円	16,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	9,000円	18,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	10,200円	20,500円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	11,600円	23,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円	13,300円	27,000円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円	15,300円	31,000円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円	17,600円	35,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円	22,200円	44,500円	
		乗用車に類するもので家用のもの	電気自動車		7,400円	
			総排気量が2リットル以下のもの	33,900円	7,400円	15,000円
	総排気量が2リットルを超えるもの		45,400円	9,900円	20,000円	

第4条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p align="center">附 則</p> <p align="center">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割</u></p>	<p align="center">附 則</p> <p align="center">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

に限り、当該自家用乗用車等が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

6 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。	5 前条第5項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。
------------------------------------	------------------------------------

第5条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第4を次のように改める。

附則別表第4

自動車		重課税率(年額)
(1) 乗用車で自家用のもの	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	
	総排気量が1リットル以下のもの	27,100円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円
乗用車に類するもので自家用のもの	総排気量が2リットル以下のもの	33,900円
	総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円

(新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第56条の2を削る改正に係る部分を次のように改める。

	<p>(自動車取得税の納付の方法)</p> <p>第56条の2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合(当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>法第122条第1項(自動車取得税の申告納付)の規定による申告書又は法第123条第2項(自動車取得税の修正申告納付)の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)に定める証紙をはってしなければならない。この場合には、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税</p>
--	---

義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

第2条の改正規定の表新潟県県税条例第58条を加える改正に係る部分を次のように改める。

（環境性能割の納付の方法）

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書又は法第161条第2項（環境性能割の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第2条の改正規定の表新潟県県税条例第63条の2を改め、同条を第69条の2とする改正に係る部分を次のように改める。

（種別割の徴収の方法の特例）

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に

（自動車税の徴収の方法の特例）

第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項

規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第68条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条（法第151条の2に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例附則第20条の改正に係る部分を次のように改める。

（自動車税の種別割の課税免除の特例）

第19条の5 第67条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年度から平成33年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、これを課さない。

2 （略）

（自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。）並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動

（自動車税の課税免除の特例）

第19条の5 第61条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年度から平成33年度までの各年度分の自動車税に限り、これを課さない。

2 （略）

（自動車税の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ

車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
平成20年3月31日までに初回新規登録を受けた
もの 初回新規登録を受けた日から起算して12
年を経過した日の属する年度

他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成
20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

2. 次に掲げる自動車が平成29年4月1日から平成
30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場
合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動
車が平成30年4月1日から平成31年3月31日ま
での間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度
分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税
率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分
の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表
の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41
条の規定により平成30年10月1日以降に適用さ
れるべきものとして定められた自動車排出ガス
に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上
の技術基準（以下この項において「排出ガス保
安基準」という。）で施行規則で定めるものに適
合するもの又は同条の規定により平成21年10
月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重
量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつて
は、平成22年10月1日）以降に適用されるべき
ものとして定められた排出ガス保安基準で施行
規則で定めるもの（以下この号において「平成
21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、
窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基
準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えな
いもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車
のうち、動力源として用いる電気を外部から充
電する機能を備えているもので施行規則で定め
るものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭
和54年法律第49号) 第147条第1号イに規定す
るエネルギー消費効率(以下この条において「エ
ネルギー消費効率」という。)が同法第145条第
1項の規定により定められるエネルギー消費機
器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項
を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効
率であつて平成32年度以降の各年度において適
用されるべきものとして定められたもの(次項
において「平成32年度基準エネルギー消費効率」
という。)に100分の130を乗じて得た数値以上の
自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送
車両法第41条の規定により平成30年10月1日
以降に適用されるべきものとして定められた排出
ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規
則で定めるもの(次項において「平成30年窒素
酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超

えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

附則第10項の改正規定の表を次のように改める。

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前各項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県県税条例附則第19条の4の次に1条を加える改正及び附則第4項の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第2条及び第3条並びに次項及び附則第5項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
 - (3) 第4条及び第5条並びに附則第6項の規定 改正法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日
(事業税に関する経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年10月新条例」という。）第31条及び附則第17条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年4月新条例」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第1号に掲げる改正及び規定の施行の際現に新潟県県税条例第61条第1項第2号に該当するものとして同項の規定による知事の承認を受けている自動車は、平成31年4月1日に31年4月新条例附則第19条の5第1項の規定による知事の承認を受けたものとみなす。
- 5 31年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の新潟県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成33年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(この条例の失効)
- 7 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の新潟県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。